

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「インターネットによる人権侵害」についてお伝えします。



近年、インターネットは広く普及し、今や私たちの生活に欠かせない存在となつていますが、使い方間違えると他人を傷つけてしまったり、逆に自分が傷ついてしまいます。そこで今回はインターネットでの人権侵害についての予防や対処方法などを紹介したいと思います。

○人権侵害にあたる事例

インターネットでの人権侵害にあたる事例は主に二つです。一つは誰かの社会的評価を低下させるような書き込みをおこなった場合の名誉棄損と、もう一つは本人のプライベートに関わる情報を無断で転載した場合のプライバシーの侵害です。

他にも、事実を挙げずに相手に侮辱する書き込みをした場合による侮辱罪など、細かく分類すると事件に発展する事例も出てきます。

○人権侵害に対する予防・対処

次に予防や対処について紹介します。まず、インターネットの人権侵害にあわないためにはネット社会の現状やトラブルの種類、具体的な対処法などについて正しい知識を身につける必要があります。

どこに地雷が埋まっているかわからないければ、それを避けながら安全にネットを使うことができますし、万一危険な目にあっても被害を最小限に抑えることができます。しかし、いくらインターネットが便利だからといって、あまりにも不用意に利用してしまつてしまつ、それが拡散してしまつなどの被害にあうリスクが高まっています。このような被害にあわないためにも、インターネットでの悪質な書き込みなどの被害にあつたときの対処法を知識として備えておきましょう。

次に、被害にあつたときの対処法についてご紹介します。ネット上のトラブルは書き込みを容易に削除できないことや、発信者を特定することが難しいといった特徴があります。ですが、面倒だからとこれらを放置していると、拡散などといったさらに面倒なことになるかもしれません。もし、悪質な書き込みをされた場合には、その情報を保存し、それから書き込みを削除するために動き出すことです。最初に情報を保存するのはそれが証拠になるからです。このときに時間の詳しい情報も一緒に保存しておくことを勧めます。

次に、書き込みを削除する方法ですが、インターネットの情報は削除することが簡単にできず、手続きや交渉で時間がかかってしまいます。しかし、放置することは危険なので、一人で解決しようとせずに早急に相談窓口に連絡してアドバイスを受けることを勧めます。その際、サービス運営会社や接続会社の窓口相談するのが不安なのであれば、違法・有害情報相談センター、あるいは法務局の人権相談窓口「TEL0570(003)110」に被害の申告をするといいでしょう。

○加害者になる危険性

これまでは被害者視点での予防や対処法をご紹介してきましたが、インターネットを使用するなかで加害者になりうる危険性もあります。うっかりSNSに掲載した友人の個人情報が悪用されるなど、気づかないうちに他者の人権を侵してしまうことになり得ます。そうならないためにも便利さだけに目を向けて、使い方を誤らないように注意しましょう。

村民みんなで「ハートがたくさん村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係